

令和元年度 社会福祉法人指導監査等結果通知書

法人名称	社会福祉法人緑成会
------	-----------

(会計)

口頭指摘事項

	改善又は是正を要する事項	根拠法令等
1	資金収支予算書について、拠点区分ごとに収入支出予算を編成すること。(本部拠点について、他の拠点と合算されていた。)	運用上の留意事項2 法人経理規程第15条
2	計算書類の注記を適切に作成すること。(記載内容に誤りが認められた。)	会計基準省令第29条 運用上の取扱い24、別紙1、2 運用上の留意事項25 (2)
3	計算書類の附属明細書を適切に作成すること。(記載項目の誤り及び拠点区分毎に作成すべき明細書が法人単位で作成されていた。)	会計基準省令第30条 運用上の取扱い25(1)、(2)別紙3
4	財産目録を適切に作成すること。(資産合計や差引純資産等について、貸借対照表と一致していなかった。)	会計基準省令第33条 運用上の取扱い26、別紙4
5	施設報酬を他の事業に繰り替えて使用した場合は、当該年度内に補填すること。(法人が行う介護保険法第23条に規定する居宅サービス等の事業への繰替使用を除く)	老発第188号第2-3(4)
6	契約業者選定にあたっては、稟議書等を作成し、選定の理由を明確にすること。委託契約の更新についても同様とすること。	入札契約等の取り扱い1(3)、(4)
7	法人経理規程について改正すること。(存在する拠点区分が記載されていなかった。)	会計基準省令第2条第1項第3号、第4号 運用上の留意事項1(4)
8	日々入金した金銭について、法人経理規程に定められた期間以内に金融機関に預け入れること。	法人経理規程第24条
9	寄附金品台帳は拠点区分毎に作成すること。	法人経理規程第12条

令和元年度 社会福祉法人指導監査等結果通知書

法人名称	社会福祉法人緑成会	(運営)
------	-----------	------

口頭指摘事項

	改善又は是正を要する事項	根拠法令等
1	決算手続は、法令及び定款の定めに従い適正に行うこと。 (計算書類の一部について、理事会・評議員会の承認を受けていなかった。また、附属明細書について、理事会の承認を受けていなかった。)	社会福祉法第45条の28、第45条の30 運用上の留意事項3

令和元年度 高齢者福祉施設指導監査等結果通知書

施設名称	特別養護老人ホーム緑の郷
------	--------------

口頭指摘事項

	改善又は是正を要する事項	根拠法令等
1	要介護1・2の入所者が特例要件を満たしているか、入退所検討委員会で検討すること。	老福条例第11条 横浜市特別養護老人ホーム入退所指針 (平成28年7月)
2	施設サービス計画について、入所者または家族の同意は原則として更新する日より前に得ること。	特養条例第15条
3	土砂災害に対処するための避難確保計画を策定し、土砂災害を想定した避難訓練を定期的実施すること。	土砂災害防止法第8条の2 特養条例第9条 介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について(平成28年9月9日老総発0909第1号ほか)
4	地震を想定した避難訓練を定期的実施すること。	特養条例第9条 介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について(平成28年9月9日老総発0909第1号ほか)
5	夜間を想定した避難訓練を定期的実施すること。	社会福祉施設における防火安全対策の強化について(昭和62年9月18日社施第107号)
6	市に提出すべき事故報告書について、提出されていないものがあつたので漏れなく提出すること。	特養条例第32条 事故報告本市要領
7	事故防止のため、医薬品は鍵付きロッカー等、施錠できる場所に保管すること。	特養条例第32条

助言事項

	助言の内容	根拠法令等
1	医療対応等により、当該施設での受入れができない申込者について、その旨を申込者に伝えることが望ましい。	老福条例第11条 横浜市特別養護老人ホーム入退所指針 (平成28年7月)

※助言事項は、施設運営に資すると考えられる事項について助言を行うものであり、従わなければならないものではないことを念のため申し添えます。